

参考 4

議提第 4 号

都市計画道路西仲通線の整備促進に関する決議

会議規則第 14 条の規定により、都市計画道路西仲通線の整備促進に関する決議を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 24 日 提出

提出者	北本市議会議員	島	野	和	夫
提出者	北本市議会議員	村	田	裕	子
提出者	北本市議会議員	諏	訪	善	一良
提出者	北本市議会議員	松	島	修	一
賛成者	北本市議会議員	今	関	公	美
賛成者	北本市議会議員	岡	村	有	正
賛成者	北本市議会議員	桜	井		卓
賛成者	北本市議会議員	保	角	美	代
賛成者	北本市議会議員	渡	邊	良	太
賛成者	北本市議会議員	工	藤	日	出夫
賛成者	北本市議会議員	岸		昭	二
賛成者	北本市議会議員	加	藤	勝	明
賛成者	北本市議会議員	黒	澤	健	一

北本市議会議長 滝瀬光一様

都市計画道路西仲通線の整備促進に関する決議

都市計画道路西仲通線は、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市の高崎線西側を結ぶ幹線道路であります。令和元年度に上尾市から桶川市まで全線が開通して、北本市境まで供用開始されました。また、鴻巣市においても整備が進んでおります。

北本市は、残念ながらこの道路に関しての事業化がなされておりません。この道路は、昭和44年5月20日に建設省告示第2493号として認可され、幅員18メートル、北本市分は2,520メートルで大宮台地西側各市を結ぶ幹線道路として産業振興、交通利便性の高い都市計画道路であります。

特に、圏央道の開通、上尾道路の事業化に伴い、その必要性は高いものの、北本市地内が放置され続け、最も遅れております。

この道路を整備し、南大通線や西中央通線と接続することにより、利便性が向上し、沿線の開発が進めば、人口減少の歯止めに寄与することとなります。また、本市の防災・減災、国土強靭化にもつながり、市民の命とくらしを守る重要な幹線道路となります。

よって、西仲通線を第五次北本市総合振興計画後期基本計画の4-4・道路、上・下水道、河川の整備、基本事業4-4-2・都市計画道路の整備の主な取り組みに位置付けるとともに、早急に整備するよう強く要望する。

以上、決議する。

令和3年3月24日

北本市議会